

## 山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）に定めるもののほか、山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業等)

第2条 対象事業、基準額、対象経費及び補助率は、別表のとおりとする。ただし、この事業に要する経費は、予算の範囲内で補助するものとする。

(補助額の算定方法)

第3条 補助金の交付額は、基準額と対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。ただし、当該算定額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の条件)

第4条 補助金の交付の決定には、次に掲げる条件が付されるものとする。

- (1) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、知事の承認を受けること。
- (2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けること。
- (3) 事業により取得した機械及び器具のうちこれらの単価が50万円以上のもの又は事業により効用の増加した機械及び器具のうちこれらの単位当たりの増加額が50万円以上のものについては、知事が「補助金交付の目的及び補助事業により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成13年厚生労働省告示第239号）」を勘案して別に定める期間（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでの間は、知事の承認を受けないで、当該機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 前号の承認を受けようとする場合には、様式第1号による財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならないこと。
- (5) 知事は、前号の承認をしようとする場合には、原則として、交付した補助金のうち取得した機械及び器具を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。

(7) 補助金事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿等を備え当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならないこと。

#### （軽微な変更の範囲）

第5条 第4条（1）に規定する軽微な変更は、次に掲げる変更とする。

(1) 事業に要する経費の各費目相互間におけるいずれか低い額の20%以内の経費の分配の変更。

(2) 補助目的の達成に支障をきたさない計画の細部の変更であって、補助金の額の増額を伴わないもの。

#### （申請手続）

第6条 補助金の交付申請をしようとする者は、知事に対し様式第2号により申請するものとする。

2 知事は、申請書の提出期限を会計年度ごとに定め、補助金の交付の申請をしようとする者に通知するものとする。

#### （変更申請手続等）

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、交付申請の内容を変更して追加交付申請を行う場合には、前条第1項の規定を準用するものとする。

2 第4条（1）に規定する中止又は廃止をする場合は、様式第5号により事業中止（廃止）承認申請書を知事に提出しなければならない。

#### （補助金の交付決定等）

第8条 知事は、第6条第1項及び前条の規定による申請書を受理したときは、これを審査のうえ、速やかに補助金の交付の適否等を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

#### （補助金の概算払）

第9条 知事は、補助金の交付について必要と認めたときは、概算払をすることができる。この場合においては、様式第3号により概算払請求書を提出しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助金の交付を受けた者は、補助事業が完了した日若しくは廃止の承認通知を受理した日から起算して1月を経過した日又は補助金の交付を受けた年度の翌年度の4月5日のいずれか早い期日までに、様式第4号により事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年2月9日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年2月18日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年7月14日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年6月27日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年6月26日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年2月23日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年12月9日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年3月13日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

別表

対象事業	基準額	対象経費	補助率
児童家庭支援センター 運営事業	<p>次により算出した額の合計額</p> <p>1 運営費            ア及びイの合計額</p> <p>ア 事務費            心理療法等を担当する職員が常勤の場合            年間 11,219,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合            年間 7,501,000円</p> <p>(年度途中の開始、又は中止等の場合)            心理療法等を担当する職員が常勤の場合            月額 935,000円</p> <p>心理療法等を担当する職員が非常勤の場合            月額 625,000円            (1月未満の場合は1月とする)</p> <p>イ 事業費            1か所当たり 次の表の該当する件数区分に定める額            ※件数区分の算定は、前年度における地域・家庭(里親家庭を含む。)からの電話相談、来所相談、訪問相談、通所指導、派遣相談、心理療法及びメール・手紙その他による</p>	児童家庭支援センターの運営事業に必要な給料、職員手当等、共済費、旅費、需用費(食糧費、印刷製本費、消耗品費)、役務費(手数料)、報償費、報酬等	10/10

相談件数並びに関係機関との  
連絡・調整、市町村からの求  
めに応じた回数を合算した数  
とする。

前年度途中に開所した場合  
は、前年度の件数を開所した  
月以降の月数で除した数に  
12を乗じて得た数の区分とす  
る。

年度途中の開始の場合に  
は、開始されたセンターの所  
在する地域におけるニーズ等  
を踏まえ、都道府県（指定都  
市及び児童相談所設置市を含  
む。）が区分を設定するもの  
とする。

50件～ 299件	74,000円
300件～ 599件	441,000円
600件～ 899件	1,103,000円
900件～ 1,399件	2,057,000円
1,400件～ 1,899件	2,792,000円
1,900件～ 2,399件	3,527,000円
2,400件～ 2,899件	4,262,000円
2,900件～ 3,399件	4,997,000円
3,400件以上	5,145,000円

2 初度調弁費

1 か所当たり 400,000円

様式第1号

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地

名称

設置者

代表者職氏名

印

財産処分承認申請書

平成 年度山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金に係る補助事業により取得した財産を次のとおり処分したいので、山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱第4条に基づき、申請します。

- 1 処分しようとする財産の明細
- 2 処分の内容
- 3 処分しようとする理由
- 4 その他必要な書類

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名称  
設置者  
代表者職氏名

印

平成 年度児童家庭支援センター運営事業費補助金交付申請書

次のとおり児童家庭支援センター運営事業費補助金の交付を受けたいので、  
山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱第 6 条第 1 項の規定に  
より関係書類を添えて申請します。

1 交付申請額 金 円

2 補助事業の目的

3 補助事業の内容

4 補助事業経費内訳（別紙）

5 添付書類

(1) 当該年度における資金収支予算内訳表

(2) 前年度における貸借対照表（各経理区分の内訳が把握できる明細表を含む。）及び施設経理区分の資金収支計算内訳表

6 補助事業の完了予定年月日



様式第3号

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名称  
設置者  
代表者職氏名 印

概 算 払 請 求 書

平成 年 月 日付児第 号で交付決定を受けた平成 年度山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金について、次のとおり概算払の請求をします。

1 概算払請求額 金 円

2 内 訳

補助金交付 決定額 ①	既概算交付額 ②	差引額 ① - ② = ③	今回概算 請求額 ④	備 考

3 概算払請求の理由

4 支払の方法

(1) 現金

(2) 口座振替

指定金融機関名  
振替先銀行名  
預金種別 (当座・普通)  
口座名  
No.

様式第4号

第 号  
年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名称  
設置者  
代表者職氏名 印

平成 年度児童家庭支援センター運営事業実績報告書

平成 年 月 日付 第 号で補助金の交付決定を受けた児童家庭支援センター運営事業が完了したので、山梨県児童家庭支援センター運営事業費補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添え、次のとおり報告します。

- 1 補助事業の名称
- 2 補助金の交付決定額 金 円
- 3 補助事業の実施期間 平成 年 月 日から  
平成 年 月 日まで
- 4 補助事業実施状況（別紙）
- 5 添付書類

当該年度における資金収支計算内訳表

様式第5号

第 号  
平成 年 月 日

山梨県知事 殿

所在地  
名称  
設置者  
代表者職氏名 印

平成 年度山梨県児童家庭支援センター  
運営事業費補助金中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付 第 号で交付決定のあったこのことについて、次の理由により事業を中止（廃止）したいので申請します。

- 1 中止（廃止）の事由
- 2 中止（廃止）の理由